

静岡大学大学院規則（案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 授業科目、単位及び履修方法（第9条－第16条）
- 第3章 課程修了の認定（第17条－第20条）
- 第4章 学位（第21条）
- 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学（第22条－第33条）
- 第6章 懲戒及び除籍（第34条・第35条）
- 第7章 授業料、入学料及び検定料（第36条－第38条）
- 第8章 教員組織（第39条・第39条の2）
- 第9章 運営組織（第40条－第42条）
- 第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生（第43条－第47条）
- 第11章 専門職学位課程（第48条－第50条）
- 第12章 雑則（第51条）
- 附則

第1章 総則

（大学院の目的）

第1条 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

（自己評価等）

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科）

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

（教育部及び研究部）

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技

術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科 臨床人間科学専攻

比較地域文化専攻

経済専攻

教育学研究科 共同教科開発学専攻

教育実践高度化専攻

総合科学技術研究科 情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

光医工学研究科 光医工学共同専攻

自然科学系教育部 ナノビジョン工学専攻

光・ナノ物質機能専攻

情報科学専攻

環境・エネルギーシステム専攻

バイオサイエンス専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあつては30単位以上、博士課程にあつては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院におい

て履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

- 第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第16条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

- 第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。）の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年（修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。

(教員免許状)

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものに

において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
- (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
- (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
- (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
(入学志願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願出しなければならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学科（入学科の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算2年を、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
- (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に研究科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格

を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第49条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第50条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第6条の2に規定する教育課程連携協議会を置く。

2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第51条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第12章 補則

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

＜昭和40年から平成31年までの附則は省略＞

附 則

この規則は、令和元年7月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科学校教育研究専攻及びこの規則による改正前の静岡大学大学院規則第5条第1項に規定する教育実践高度化専攻（以下「旧教育実践高度化専攻」という。）は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、令和2年度における教育学研究科学校教育研究専攻、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条第1項に規定する教育実践高度化専攻（以下この項において「新教育実践高度化専攻」という。）及び旧教育実践高度化専攻並びに総合科学技術研究科工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	
	新教育実践高度化専攻		45
	旧教育実践高度化専攻		20
	計	52	65
総合科学技術研究科	工学専攻	584	
	計	1,018	

- 4 教育学研究科学校教育研究専攻及び旧教育実践高度化専攻に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表Ⅰ（第7条関係）

学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	共同教科開発学専攻			4 (8)	12 (24)		
	教育実践高度化専攻					45	90
	計			4 (8)	12 (24)	45	90
総合科学技術研究科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	322	644				
	農学専攻	87	174				
	計	539	1,078				
光医工学研究科	光医工学共同専攻			5 (8)	15 (24)		
	計			5 (8)	15 (24)		
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			10	30		
	光・ナノ物質機能専攻			9	27		
	情報科学専攻			11	33		
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
	計			45	135		
合 計		575	1,150	54	162	45	90

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医工学研究科光医工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表Ⅱ（第18条関係）

研究科名	免許状の種類 専攻名	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	特別支援学校教諭専修免許状	養護教諭専修免許状
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民		
	比較地域文化専攻			国語, 社会, 英語	国語, 地理歴史, 英語		
	経済専攻			社会	公民		
教育学研究科	教育実践高度化専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 情報, 工業, 家庭, 英語	○	○
総合科学技術 研究科	情報学専攻				情報		
	理学専攻			数学, 理科	数学, 理科		
	工学専攻				数学, 工業		
	農学専攻				理科, 農業		

静岡大学大学院規則の変更事項を記載した書類

1 改正理由

学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な専門的職業人としての教員を養成することを目的とした教育学研究科の改組により、学校教育研究専攻及び現行の教育実践高度化専攻を廃止し、新たな教育実践高度化専攻を設置すること等に伴う所要の改正である。

2 改正の概要

第4条第1項 教育学研究科から修士課程がなくなることから、教育学研究科の「修士課程」を削るとともに、字句の整理を行う。

第5条第1項 教育学研究科の「学校教育研究専攻」及び現行の「教育実践高度化専攻」を削り、新たに設置する「教育実践高度化専攻」を追加する。

第5条第3項 「第4条第1項」を「前条第1項」に改める。

第8条第2項 教職大学院の課程における在学年限について、4年を超えて在学することはできない旨を大学院規則において明確にする。

第9条の2 第2項を追加し、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う（研究指導は含まない）ことを明確にする。

第17条第4項 新たに設置する教育実践高度化専攻では、修了要件にGPAに関する要件を設けないことから、教職大学院の課程修了の認定について規定した本項から、GPAに関する要件を削除する。

第29条第2項 教職大学院の課程における休学期間について、通算2年を超えることはできない旨を大学院規則において明確にする。

第41条第1項 「科長」を「研究科長」に改める。

別表Ⅰ（第7条関係）学生収容定員表 教育学研究科の欄中、学校教育研究専攻及び現行の教育実践高度化専攻に係る入学定員・収容定員を削り、新たに設置する教育実践高度化専攻に係る入学定員・収容定員を追加する。

別表Ⅱ（第18条関係） 教育学研究科の学校教育研究専攻及び現行の教育実践高度化専攻に係る欄を削り、新たに設置する教育実践高度化専攻に係る教員免許状の種類及び免許教科を追加する。

附則 施行期日及び経過措置を規定

静岡大学大学院規則の一部を改正する規則（案）

現 行	改 正 案
《 略 》 （研究科） 第3条 大学院に次の研究科を置く。 人文社会科学研究科 教育学研究科 総合科学技術研究科 光医工学研究科 （教育部及び研究部） 第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。 2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。 3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。 （修士課程、博士課程、専門職学位課程） 第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。 2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。 3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。 5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。 （専攻）	《 略 》 （研究科） 第3条 （同左） （教育部及び研究部） 第3条の2 （同左） 2 （同左） 3 （同左） （修士課程、博士課程、専門職学位課程） 第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。 2 （同左） 3 （同左） 4 （同左） 5 （同左） （専攻）

現 行	改 正 案
第5条 各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。 人文社会科学研究科 臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻 教育学研究科 <u>学校教育研究専攻</u> 共同教科開発学専攻 （新設） <u>教育実践高度化専攻</u> 総合科学技術研究科 情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻 光医工学研究科 光医工学共同専攻 自然科学系教育部 ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、<u>第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。</u> 4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。 《 略 》 （収容定員） 第7条 大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。 （標準修業年限、在学年限） 第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。 2 <u>修士課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。</u>	第5条 各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。 人文社会科学研究科 臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻 教育学研究科 <u>（削る。）</u> 共同教科開発学専攻 <u>教育実践高度化専攻</u> <u>（削る。）</u> 総合科学技術研究科 情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻 光医工学研究科 光医工学共同専攻 自然科学系教育部 ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻 2 （同左） 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、<u>前条第1項に規定する教職大学院の課程とする。</u> 4 （同左） 《 略 》 （収容定員） 第7条 （同左） （標準修業年限、在学年限） 第8条 （同左） 2 <u>修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在</u>

現 行	改 正 案
《 略 》 (授業及び研究指導) 第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 (新設) 《 略 》 (課程修了の認定) 第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。 2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。）の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年（修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定める GradePointAverage（以下「GPA」という。）の値の要件を満たした者について行う。 (教員免許状)	学することができない。 《 略 》 (授業及び研究指導) 第9条の2 (同左) <u>2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。</u> 《 略 》 (課程修了の認定) 第17条 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。 (教員免許状)

現 行	改 正 案
第 1 8 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。 《 略 》 (休学) 第 2 8 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 2 月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。 2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。 3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。 第 2 9 条 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。 2 休学期間は、<u>修士課程</u>においては通算 2 年を、博士課程においては通算 3 年を超えることはできない。 3 休学期間は在学期間に算入しない。 《 略 》 (研究科長等) 第 4 1 条 各研究科に<u>科長</u>を置く。 2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。 3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。 《 略 》	第 1 8 条 (同左) 2 (同左) 《 略 》 (休学) 第 2 8 条 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 第 2 9 条 (同左) 2 休学期間は、<u>修士課程及び教職大学院の課程</u>においては通算 2 年を、博士課程においては通算 3 年を超えることはできない。 3 (同左) 《 略 》 (研究科長等) 第 4 1 条 各研究科に<u>研究科長</u>を置く。 2 (同左) 3 (同左) 《 略 》

現 行								改 正 案							
別表Ⅰ（第7条関係） 学生収容定員表								別表Ⅰ（第7条関係） 学生収容定員表							
研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程		研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学 研究科	臨床人間科学 専攻	11	22					人文社会 科学研究 科	臨床人間科学 専攻	11	22				
	比較地域文化 専攻	10	20						比較地域文化 専攻	10	20				
	経済専攻	15	30						経済専攻	15	30				
	計	36	72						計	36	72				
教育学研 究科	学校教育研究 専攻	52	104					教育学研 究科	(削る。)	(削る。)	(削る。)				
	共同教科開発 学専攻			4 (8)	12 (24)				共同教科開発 学専攻			4 (8)	12 (24)		
	(新設) 教育実践高度 化専攻					20	40		教育実践高度 化専攻					45 (削る。)	90 (削る。)
	計	52	104	4 (8)	12 (24)	20	40		計	(削る。)	(削る。)	4 (8)	12 (24)	45	90
総合科学 技術研究 科	情報学専攻	60	120					総合科学 技術研究 科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140						理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524						工学専攻	322	644				
	農学専攻	87	174						農学専攻	87	174				
	計	479	958						計	539	1,078				

現 行								改 正 案									
	光医工学 研究科	光医工学共同 専攻 計			5 (8) 5 (8)	15 (24) 15 (24)			光医工学 研究科	光医工学共同 専攻 計			5 (8) 5 (8)	15 (24) 15 (24)			
	自然科学 系教育部	ナノビジョン 工学専攻			10	30			自然科学 系教育部	ナノビジョン 工学専攻			10	30			
		光・ナノ物質 機能専攻			9	27				光・ナノ物質 機能専攻			9	27			
		情報科学専攻			11	33				情報科学専攻			11	33			
		環境・エネルギー システム専攻 バイオサイエ ンス専攻 計			7 8 45	21 24 135				環境・エネルギー システム専攻 バイオサイエ ンス専攻 計			7 8 45	21 24 135			
合 計			<u>567</u>	<u>1,134</u>	54	162	<u>20</u>	<u>40</u>	合 計			<u>575</u>	<u>1,150</u>	54	162	<u>45</u>	<u>90</u>
備考 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医工学研究科光医工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。																	
別表Ⅱ（第18条関係）																	
研究科名	免許状の種類		幼稚園教諭 専修免許状	小学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	特別支援学校 教諭専修免許状	養護教諭 専修免許状	研究科名	免許状の種類		幼稚園教諭 専修免許状	小学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	特別支援学校 教諭専修免許状	養護教諭 専修免許状
	専攻名									専攻名							

現 行									改 正 案								
	人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民			人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民			
		比較地域文化専攻			国語, 社会, 英語	国語, 地 理 歴 史, 英語				比較地域文化専攻			国語, 社会, 英語	国語, 地 理 歴 史, 英語			
		経済専攻			社会	公民				経済専攻			社会	公民			
	教育学研究科	<u>学校教育研究専攻</u>	○	○	<u>国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保 健 体育, 技術, 家庭, 英語</u>	<u>国語, 書道, 地 理 歴 史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保 健 体育, 工業, 情 報 家 庭、英 語</u>		○	教育学研究科	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>		
		(新設)								<u>教育実践高度化専攻</u>	○	○	<u>国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保 健 体育, 保健, 技術, 家庭,</u>	<u>国語, 書道, 地 理 歴 史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保 健 体育,</u>	○	○	

現 行									改 正 案								
総合科学技術 研究科													英語	保健, 情報, 工業, 家庭, 英語			
	教育実践高度化 専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保 健 体育, 技術, 家庭, 英語	国語, 書道, 地 理 歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保 健 体育, 工業, 情 報 家 庭, 英 語	○			(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			
	情報学専攻				情報									情報			
	理学専攻			数学, 理科	数学, 理科							数学, 理科	数学, 理科				
	工学専攻				数学, 工業								数学, 工業				
	農学専攻				理科, 農業								理科, 農業				

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科学校教育研究専攻及びこの規則による改正前の静岡大学大学院規則第5条第1項に規定する教育実践高度化専攻（以下「旧教育実践

高度化専攻」という。)は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、令和2年度における教育学研究科学校教育研究専攻、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条第1項に規定する教育実践高度化専攻(以下この項において「新教育実践高度化専攻」という。)及び旧教育実践高度化専攻並びに総合科学技術研究科工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	学校教育研究専攻 新教育実践高度化専攻 旧教育実践高度化専攻	52	45 20
	計	52	65
総合科学技術研究科	工学専攻	584	
	計	1,018	

4 教育学研究科学校教育研究専攻及び旧教育実践高度化専攻に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

静岡大学大学院教育学研究科規則（案）

（趣旨）

第1条 静岡大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（専攻等）

第2条 研究科に、次の専攻及び附属の施設を置く。

共同教科開発学専攻

教育実践高度化専攻

学習科学研究教育センター

2 学習科学研究教育センターに関する規則は、別に定める。

（コース）

第3条 教育実践高度化専攻に、次のコースを置く。

教育実践力育成コース、教育実践開発コース、学校組織開発コース

（分野）

第4条 教育実践高度化専攻の各コースに、次のとおり分野を設ける。

教育実践力育成コース 教育方法分野

教科教育分野

生徒発達支援分野

特別支援教育分野

幼児教育分野

養護教育分野

現代的教育課題分野

教育実践開発コース 教育方法分野

教科教育分野

生徒発達支援分野

特別支援教育分野

幼児教育分野

養護教育分野

現代的教育課題分野

学校組織開発コース 学校組織分野

（目的）

第5条 研究科は、教育リーダーとして活躍できる高度な実践的指導力を備えた学校教員や教育研究・教員養成に携わる研究者の養成を目的とする。

2 共同教科開発学専攻は、教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成を目的とする。

3 教育実践高度化専攻は、学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な専門的職業人としての教員の養成を目的とする。

（教育方法及び担当教員）

第6条 共同教科開発学専攻における教育は、博士課程の授業及び静岡大学大学院規則第9条第1項に定める研究指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 教育実践高度化専攻における教育は、実践的な教育を行うため、各コースに応じ、講義、演習及び実習による理論的かつ実践的な授業により行う。

3 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

4 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

5 研究指導の補助は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

6 共同教科開発学専攻の授業、研究指導及び研究指導の補助は、前3項に規定するもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを担当する。

（教育方法の特例）

第7条 静岡大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）が、教育上の特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

（課程修了の認定）

第8条 共同教科開発学専攻における課程の修了認定は、当該課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、静岡大学大学院規則第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、2年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、4年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

2 教育実践高度化専攻における課程の修了の認定は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上を修得し、最終試験に合格した者について行う。

（学位の授与）

第9条 課程を修了した者には、静岡大学学位規程の定めるところにより、共同教科開発学専攻にあっては博士（教育学）の学位を、教育実践高度化専攻にあっては、教職修士（専門職）の学位を授与する。

（指導教員）

第10条 学生には、その研究主題に応じ、指導教員及び副指導教員（以下、この条において「指導教員等」という。）を置く。

2 指導教員等は、教授会の議に基づき研究科長が指名する教授又は准教授とする。ただし、特に必要がある場合は、講師、助教又は特任教員とすることができる。

3 指導教員等は、共同教科開発学専攻にあっては、授業科目の履修指導、研究指導及びその他の指導を行い、教育実践高度化専攻にあっては、授業科目の履修指導及びその他の指導を行う。

（授業科目、単位数）

第11条 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

（履修方法）

第12条 学生は、別表Ⅱに定めるところに基づいて授業科目を履修し、かつ、共同教科開発学専攻にあっては研究指導を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

3 教育実践高度化専攻にあっては、授業期間中に大学院の履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

1 年次及び2 年次 36単位

(分野の決定)

第13条 教育実践高度化専攻の教育実践力育成コース及び教育実践開発コースの学生の分野は、1 年次後期が始まるまでに決定するものとし、その手続き等については、当該専攻が別に定める。

(小学校教員免許取得プログラム)

第14条 教育実践高度化専攻の学生のうち、小学校教員免許を取得することを目的としたプログラム（以下「小学校教員免許取得プログラム」という。）の履修を許可された者は、静岡大学教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

2 小学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は別に定める。

3 前2 項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験等に合格した者には所定の単位を与える。ただし、修得した単位は第8 条第2 項に規定する修了要件の単位数には含めない。

(他の研究科の授業科目の履修)

第15条 学生は、大学院規則の定めるところにより、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院の授業科目の履修及び他の大学院等の研究指導)

第16条 学生は、大学院規則の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

2 学生は、大学院規則の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。）又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学生が、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第18条 学生が前3 条により履修し修得した単位のうち修了に必要な単位に含めることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて10単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験及び成績の評価は、当該授業科目担当教員が行う。

3 教育実践高度化専攻の1 年次においては、1 年次のG P Aの値が1.2未満の場合は進級できない。

4 前項の規定により進級できなかった学生が修得した単位は、秀及び優の評価を得たものを除き、無効とする。この場合、無効とされた単位については、前項の進級判定に当たって、G P Aの値の算定から除外する。

5 G P Aの値の算定方法は別に定める。

(編入学者等の既修得単位)

第20条 編入学、転入学した学生等の既修得単位について、課程修了の要件となる単位の認定は、教授会が別に定める。

(博士論文の提出)

第21条 博士論文は、教授会の定める単位数を修得又は修得見込みの者で、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(博士論文の審査及び最終試験)

第22条 共同教科開発学専攻における博士論文の審査及び最終試験は、教授会が選出する教授又は准教授のうちから5人以上で構成する審査委員会が行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて教授会が決定する。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 共同教科開発学専攻における博士論文の研究成果の審査に当たって必要があるときは、審査委員会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

3 共同教科開発学専攻における最終試験は、第8条第1項に規定する所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究成果を提出した者について行う。

4 共同教科開発学専攻における最終試験は、博士論文についての研究成果及びこれらに関連ある授業科目について、口頭又は筆記により行う。

(大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生)

第23条 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。

附 則

1 この規則は、昭和56年4月15日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

2 第4条第2項の規定にかかわらず、当分の間、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科長は、講師を指導教員に指名することができる。

3 前項の規定により講師が指導教員に指名されたときは、第13条第1項の「助教授」を「助教授又は講師」と読み替えるものとする。

[中略]

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表Ⅰ（第11条関係）

博士課程
共同教科開発学専攻

区分		授業科目名	単位数		必・選
			開講責任大学		
			愛知教育大学	静岡大学	
共同専攻基礎科目		教科開発学原論	2		必修
		教科開発学実践論	1		必修
		文化資源活用論	1		選択
		科学技術活用論	1		選択
		教育評価実証方法論	1		選択
		教育プログラム開発論		1	選択
		表現・鑑賞論		1	選択
		教育フィールド調査論		1	選択
		教育プレゼンテーション論		1	選択
共同専攻分野科目	教育環境学分野科目	遊び文化環境論研究	2		選択
		教育経営臨床論研究	2		選択
		学校適応論研究	2		選択
		教育哲学・思想論研究	2		選択
		保育・幼児教育学研究	2		選択
		学校危機管理論研究		2	選択
		教育工学論研究		2	選択
		身体運動指導論研究		2	選択
		養護実践教育学論研究		2	選択
	人文社会系教科学分野科目	言語教育内容論研究	2		選択
		民俗学教材論研究	2		選択
		地理学教材論研究	2		選択
		国語科教育教材論研究	2		選択
		生活科教育内容論研究	2		選択
		外国語教育内容論研究	2		選択
		外国語教育論研究		2	選択
		歴史教材論研究		2	選択
		国語教育論研究		2	選択

	自然系教科学分野科目	数学教材論研究	2		選択
		物理教材論研究	2		選択
		理科教育内容論研究	2		選択
		数学教育内容論研究	2		選択
		数学教育論研究		2	選択
		生物教育内容論研究		2	選択
		理科教育論研究		2	選択
	創造系教科学分野科目	保健教育内容論研究	2		選択
		美術教材論研究		2	選択
		体育教育論研究		2	選択
		技術教育内容論研究		2	選択
		家政教育内容論研究		2	選択
		技術教育教材論研究		2	選択
		体育・課外活動教材論研究		2	選択
		家庭科教材論研究		2	選択
共同専攻 応用科目	教科開発学セミナーⅠ		2		必修
	教科開発学セミナーⅡ		2		必修
	教科開発学セミナーⅢ		2		選択

専門職学位課程
教育実践高度化専攻

科目区分		授業科目の名称	単位数		授業形態	配当年次	備考
			必修	選択			
共通科目	編成・実施 教育課程の	新しい学習観とカリキュラム・マネジメント	2		講義	1 前	
	教科等の実践的な 指導方法	求められる授業とその開発	2		講義	1 前	
		教師の授業力量形成と校内授業研究の開発	2		講義	1 前	
	生徒指導・ 教育相談	生徒発達支援概論	2		講義	1 前	
	学級経営・学校経営	学級経営の課題と学校		2	講義	1 前	
		学校づくりの理論と実践		2	講義	1 前	
	学校教育と教員の在り方	これからの社会変化と未来の学校像	2		講義	1 前	
		アクションリサーチの理論と実践	2		講義	1 前	
		教職キャリアデザイン [基礎]		2	講義	1 前	
		教職キャリアデザイン [発展]		2	講義	1 前	
	独自領域	特別支援教育のシステムと方法	2		講義	1 前	

実習科目			基盤実習		3	実習	1 前	
			実践的指導力高度化実習Ⅰ		3	実習	1 後	
			実践的指導力高度化実習Ⅱ		4	実習	2 通	
			訪問実習		2	実習	1 前	
			学校改善力高度化実習Ⅰ		3	実習	1 後	
			学校改善力高度化実習Ⅱ		5	実習	2 通	
			特別支援教育基盤実習		3	実習	1 前	
			特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ		3	実習	1 後	
			特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ		4	実習	2 通	
			特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ		3	実習	1 後	
			特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ		5	実習	2 通	
分野科目	教育方法分野	分野必修科目	校内授業研究の応用と評価		2	講義	1 後	
			資質・能力を育む授業デザインの開発		2	講義	1 後	
			授業と学習のメカニズム		2	講義	1 後	
		自由選択科目	マイクロ・ティーチングによる授業実践演習Ⅰ		2	演習	2 前	
			マイクロ・ティーチングによる授業実践演習Ⅱ		2	演習	2 前	
			学校研究コンサルテーションⅠ		2	講義	2 前	
	教科教育分野	分野必修科目	学校研究コンサルテーションⅡ		2	講義	2 前	
			教育実践の開発と評価		2	講義	2 後	
			教科横断的教育課程論		2	講義	1 後	
			教科学習論（人文社会系）		2	講義	1 後	
			教科学習論（自然系）		2	講義	1 後	
			教科学習論（創造系）		2	講義	1 後	
			教材開発論（国語）		2	講義	1 後	
			教材開発論（社会科）		2	講義	1 後	

分野科目	教科教育分野	分野必修科目	教材開発論（数学）	2	講義	1 後	
			教材開発論（理科）	2	講義	1 後	
			教材開発論（音楽）	2	講義	1 後	
			教材開発論（美術）	2	講義	1 後	
			教材開発論（保健体育）	2	講義	1 後	
			教材開発論（技術科）	2	講義	1 後	
			教材開発論（家庭科）	2	講義	1 後	
			教材開発論（英語）	2	講義	1 後	
		自由選択科目	教科内容論（国語）	2	講義	1 後	
			教科内容論（社会科）	2	講義	1 後	
			教科内容論（数学）	2	講義	1 後	
			教科内容論（理科）	2	講義	1 後	
			教科内容論（音楽）	2	講義	1 後	
			教科内容論（美術）	2	講義	1 後	
			教科内容論（保健体育）	2	講義	1 後	
			教科内容論（技術科）	2	講義	1 後	
			教科内容論（家庭科）	2	講義	1 後	
			教科内容論（英語）	2	講義	1 後	
			教科指導論（国語）	2	講義	1 後	
			教科指導論（社会科）	2	講義	1 後	
			教科指導論（数学）	2	講義	1 後	
			教科指導論（理科）	2	講義	1 後	
			教科指導論（音楽）	2	講義	1 後	
			教科指導論（美術）	2	講義	1 後	
			教科指導論（保健体育）	2	講義	1 後	

分野科目	教科教育分野	自由選択科目	教科指導論（技術科）	2	講義	1 後
			教科指導論（家庭科）	2	講義	1 後
			教科指導論（英語）	2	講義	1 後
			教科内容演習 A（国語）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（社会科）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（数学）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（理科）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（音楽）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（美術）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（保健体育）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（技術科）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（家庭科）	2	演習	2 前
			教科内容演習 A（英語）	2	演習	2 前
			教科内容演習 B（国語）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（社会科）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（数学）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（理科）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（音楽）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（美術）	2	演習	2 前
			教科内容演習 B（保健体育）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（技術科）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（家庭科）	2	演習	2 後
			教科内容演習 B（英語）	2	演習	2 後
			教科教育専門研究 A（国語）	2	演習	2 前
			教科教育専門研究 A（社会科）	2	演習	2 前

分野科目	教科教育分野	自由選択科目	教科教育専門研究 A（数学）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（理科）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（音楽）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（美術）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（保健体育）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（技術科）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（家庭科）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 A（英語）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 B（国語）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（社会科）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（数学）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（理科）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（音楽）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（美術）	2	演習	2 前	
			教科教育専門研究 B（保健体育）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（技術科）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（家庭科）	2	演習	2 後	
			教科教育専門研究 B（英語）	2	演習	2 後	
	生徒発達支援分野	分野必修科目	学校心理学の理論と方法	2	講義	1 後	
			臨床心理学の理論と方法	2	講義	1 後	
			発達心理学の理論と実際	2	講義	1 後	
		自由選択科目	学習支援の理論と実際	2	講義	1 後	
			心理アセスメントの理論と実際	2	講義	2 前	
			学校コンサルテーションの理論と実際	2	講義	2 前	
			生徒指導・教育相談の理論と実際	2	講義	1 後	

分野科目	特別支援教育分野	分野必修科目	発達障害の理解と対応		2	講義	1 後	
			特別支援教育の現状と課題Ⅰ		2	講義	1 後	
			ユニバーサルデザイン授業論		2	講義	1 後	
		自由選択科目	障害児の認知発達とその支援		2	講義	1 後	
			発達臨床・特別支援の実践から学ぶ		2	講義	2 前	
			特別支援教育の現状と課題Ⅱ		2	講義	2 前	
			特別支援教育における授業デザイン		2	講義	2 前	
		幼児教育分野	分野必修科目	幼児教育の現状と課題		2	講義	1 後
	乳幼児音楽概論				2	講義	1 後	
	乳幼児の権利と幼児教育・保育				2	講義	1 後	
	自由選択科目		子どもの育ちと文化		2	講義	2 前	
			乳幼児期の保育と音楽教育		2	講義	2 前	
			幼児教育課程と ESD		2	講義	2 前	
	養護教育分野	分野必修科目	学校保健の現状と課題		2	講義	1 後	
			学校における危機管理		2	講義	1 後	
			養護教諭の教育実践の実際と課題		2	講義	1 後	
		自由選択科目	養護教諭の行うアセスメント方法と課題		2	講義	2 前	
			病気の子どもの理解と養護教諭の対応		2	講義	2 前	
			養護教諭が行う健康教育の実践と課題		2	講義	2 後	
	現代的教育課題	分野必修科目	現代的教育課題への道標		2	講義	1 後	
			リフレクティブ・シンキング演習		2	演習	1 後	
			クリエイティブ・シンキング演習		2	演習	1 後	
		自由選択科目	国際理解教育		2	講義	2 前	
	道徳			2	講義	2 前		

分野	択科目	ICTによる学習環境の構築		2	講義	1 後	
		社会参加による ESD 実践		2	講義	2 前	
		対話的な学びと言語活動		2	講義	2 前	
学校組織分野	分野必修科目	教育政策の流れと学校論		2	講義	1 後	
		教育法制度の理論と実際		2	講義	1 後	
		学校改革の理論とリーダーシップ		2	講義	2 前	
		成人の学習の事例と理論		2	講義	2 前	
		学校と地域の協働		2	講義	1 後	
		夢の学校づくり・学校改善への実践論		2	講義	2 後	
課題研究		課題研究Ⅰ	2		演習	2 前	
		課題研究Ⅱ	2		演習	2 後	

別表Ⅱ（第12条関係）

共同教科開発学専攻

1 修了必要単位数

科目 専攻	共同専攻 基礎科目		共同専攻分野科目				共同専攻 応用科目	合計
			教育環境 学分野科 目	人文社会 系教科学 分野科目	自然系教 科学分野 科目	創造系教科 学分野科目		
	必修	選択	選択	選択	選択	選択	必修	
共同教科開発 学専攻	3	3	10				4	20
合計	6		10				4	20

2 授業科目履修方法

下記の区分ごと、上記修了必要単位数のとおり合計20単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出する。

ア 共同専攻基礎科目は、「教科開発学原論」2単位及び「教科開発学実践論」1単位、計3単位を必修とするほか選択科目のうちから3単位以上、計6単位以上を履修する。

イ 共同専攻分野科目は、各選択科目から10単位以上を履修する。なお、この10単位には、教育環境学分野科目のうちから2単位及び教育環境学分野以外の3分野の各選択科目のうちから2単位、計4単位を必ず履修する。

ウ 共同専攻応用科目は、下記により履修する。

必修	教科開発学セミナーⅠ及び教科開発学セミナーⅡ	4単位
選択	教科開発学セミナーⅢ	2単位

教育実践高度化専攻

1. 修了要件

《教育実践力育成コース》

共通科目 18 単位, 実習科目 10 単位, 分野科目のうち所属する分野の分野必修科目 6 単位, 分野科目のうち自由選択科目 8 単位以上, 課題研究 4 単位の, 合計 46 単位以上を修得すること。

《教育実践開発コース》

共通科目 18 単位, 実習科目 10 単位, 分野科目のうち所属する分野の分野必修科目 6 単位, 分野科目のうち自由選択科目 8 単位以上, 課題研究 4 単位の, 合計 46 単位以上を修得すること。

《学校組織開発コース》

共通科目 18 単位, 実習科目 10 単位, 分野科目のうち所属する分野の分野必修科目 12 単位, 分野科目のうち自由選択科目 2 単位以上, 課題研究 4 単位の, 合計 46 単位以上を修得すること。

2. 履修方法

共通科目の一部の科目及び実習科目について、コースにより以下のとおり履修科目を指定する。

《教育実践力育成コース》

- ・ 共通科目のうち、学級経営・学校経営に関する領域については「学級経営の課題と学校」を履修し、学校教育と教員の在り方に関する領域については「これからの社会変化と未来の学校像」及び「アクションリサーチの理論と実践」のほか「教職キャリアデザイン〔基礎〕」を履修すること。
- ・ 実習科目は、「基盤実習」「実践的指導力高度化実習Ⅰ」「実践的指導力高度化実習Ⅱ」を履修すること。ただし、特別支援学校教諭専修免許状取得希望者については、「特別支援教育基盤実習」「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ」「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ」を履修すること。

《教育実践開発コース》

- ・ 共通科目のうち、学級経営・学校経営に関する領域については「学校づくりの理論と実践」を履修し、学校教育と教員の在り方に関する領域については「これからの社会変化と未来の学校像」及び「アクションリサーチの理論と実践」のほか「教職キャリアデザイン〔発展〕」を履修すること。
- ・ 実習科目は、「訪問実習」「学校改善力高度化実習Ⅰ」「学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。ただし、特別支援学校教諭専修免許状取得希望者については、「訪問実習」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。

《学校組織開発コース》

- ・ 共通科目のうち、学級経営・学校経営に関する領域については「学校づくりの理論と実践」を履修し、学校教育と教員の在り方に関する領域については「これからの社会変化と未来の学校像」及び「アクションリサーチの理論と実践」のほか「教職キャリアデザイン〔発展〕」を履修すること。
- ・ 実習科目は、「訪問実習」「学校改善力高度化実習Ⅰ」「学校改善力高度化実習Ⅱ」を

履修すること。ただし、特別支援学校教諭専修免許状所得希望者は、「訪問実習」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。

分野科目の分野必修科目については、一部のコース・分野において、履修科目を以下のとおり指定する。

《教育実践力育成コース》

- ・ 教科教育分野に所属する学生の分野必修科目については、「教科横断的教育課程論」を履修し、「教科学習論」から１科目、「教材開発論」から１科目を履修すること。

《教育実践開発コース》

- ・ 教科教育分野に所属する学生の分野必修科目については、「教科横断的教育課程論」を履修し、「教科学習論」の１科目、「教材開発論」から１科目を履修すること。

静岡大学大学院教育学研究科規則の変更事項を記載した書類

1 改正理由

学校や地域の教育リーダーとして活躍できる高度な専門的職業人としての教員を養成することを目的とした教育学研究科の改組により、学校教育研究専攻及び現行の教育実践高度化専攻を廃止し、新たな教育実践高度化専攻を設置すること等に伴う所要の改正である。

2 改正の概要

第1条 他の研究科の規定に倣い趣旨規定を改正する。

第1条の2（改正後の第2条） 「学校教育研究専攻」及び現行の「教育実践高度化専攻」を削り、新たに設置する「教育実践高度化専攻」を追加する。

第1条の3（改正後の第3条） 学校教育研究専攻に置く専修に関する規定及び現行の教育実践高度化専攻に置く領域に関する規定を削り、新たに設置する教育実践高度化専攻に置くコースについて規定する。

改正後の第4条 教育実践高度化専攻のコースに置く分野について規定する。

第2条（改正後の第5条） 学校教育研究専攻の目的を削り、新たに教育学研究科全体の目的を規定するとともに、教育実践高度化専攻の目的を改める。

第3条 今回の研究科規則改正により使用しなくなる用語について定義している条のため、削る。

第4条（改正後の第6条） 学校教育研究専攻における教育に関する規定を削るとともに、教育実践高度化専攻の教育に関する規定を改める。

第5条（改正後の第7条） 新たに見出しを付すとともに、いわゆる14条特例の対象を教育学研究科全体に拡大する。

第6条（改正後の第8条） 学校教育研究専攻の課程認定の修了に関する規定を削るとともに、教育実践高度化専攻の修了要件に関する規定を改める。

第7条（改正後の第8条） 学校教育研究専攻を修了した学生に授与する学位の規定を削る。

第8条（改正後の第9条） 指導教員の役割に関する規定から、学校教育研究専攻を削る。

第10条（改正後の第12条） 学校教育研究専攻に係る規定を削る。

改正後の第13条 教育実践高度化専攻の教育実践力育成コース及び教育実践開発コースに所属する学生の分野の決定時期について規定する。

第10条の2（改正後の第14条） 小学校教員免許取得プログラムを教育実践高度化専攻の学生を対象としたプログラムとすることに伴い、規定を改める。

第11条（改正後の第15条） 新たに見出しを追加する。

第15条（改正後の第19条） 教育実践高度化専攻の進級要件の規定を改める。

第17条 修士論文又は特定の課題についての研究成果に関して規定した条であるため削る。

第18条 修士論文又は特定の課題についての研究成果に関して規定した条であるため

削る。

上記のほか、条項の追加・削除に伴う条・項等の整理等を行う。

別表Ⅰ 学校教育研究専攻及び現行の教育実践高度化専攻に関する授業科目及び単位数の表を削り、新たに設置する教育実践高度化専攻に関する授業科目及び単位数の表を追加する。

別表Ⅱ 学校教育研究専攻及び現行の教育実践高度化専攻に関する修了要件単位数表及び授業科目履修方法を削り、新たに設置する教育実践高度化専攻に関する修了要件及び履修方法を追加する。

附則 施行期日及び経過措置を規定

静岡大学大学院教育学研究科規則の一部を改正する規則（案）

現 行	改 正 案
（趣旨） 第 1 条 <u>静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第 9 条の 4 及び第 11 条第 3 項の規定に基づく教育学研究科（以下「研究科」という。）に設ける各専攻の授業科目、単位数及び履修方法等については、この規則の定めるところによる。</u> （専攻等） <u>第 1 条の 2</u> 研究科に、次の専攻及び附属の施設を置く。 <u>学校教育研究専攻</u> 共同教科開発学専攻 （新設） <u>教育実践高度化専攻</u> 学習科学研究教育センター 2 学習科学研究教育センターに関する規則は、別に定める。 （専修及び領域） <u>第 1 条の 3</u> <u>学校教育研究専攻に、次の専修を置く。</u> <u>発達教育学専修、国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育教育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修</u> <u>2</u> <u>教育実践高度化専攻に、次の領域を置く。</u> <u>学校組織開発領域、教育方法開発領域、生徒指導支援領域、特別支援教育領域</u> （新設）	（趣旨） 第 1 条 <u>静岡大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。</u> （専攻等） <u>第 2 条</u> 研究科に、次の専攻及び附属の施設を置く。 （削る。） （同左） <u>教育実践高度化専攻</u> （削る。） （同左） 2 （同左） （<u>コース</u>） <u>第 3 条</u> （削る。） 教育実践高度化専攻に、次の<u>コース</u>を置く。 <u>教育実践力育成コース、教育実践開発コース、学校組織開発コース</u> （分野） <u>第 4 条</u> <u>教育実践高度化専攻の各コースに、次のとおり分野を設ける。</u> <u>教育実践力育成コース</u> <u>教育方法分野</u>

現 行	改 正 案
(目的) <u>第2条 学校教育研究専攻においては、教育に関する高度な専門的力 量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を目的と する。</u> 2 <u>共同教科開発学専攻においては、教科開発学の究明を通じて、教 科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創 造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成 をするために必要な能力の育成を目的とする。</u> 3 <u>教育実践高度化専攻においては、総合的な実践的指導力のある新 人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成を目的とする。</u> <u>(定義)</u> <u>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるとおりとする。</u>	<u>教科教育分野</u> <u>生徒発達支援分野</u> <u>特別支援教育分野</u> <u>幼児教育分野</u> <u>養護教育分野</u> <u>現代的教育課題分野</u> <u>教育実践開発コース</u> <u>教育方法分野</u> <u>教科教育分野</u> <u>生徒発達支援分野</u> <u>特別支援教育分野</u> <u>幼児教育分野</u> <u>養護教育分野</u> <u>現代的教育課題分野</u> <u>学校組織開発コース</u> <u>学校組織分野</u> (目的) <u>第5条 研究科は、教育リーダーとして活躍できる高度な実践的指導 力を備えた学校教員や教育研究・教員養成に携わる研究者の養成を 目的とする。</u> 2 <u>共同教科開発学専攻は、教科開発学の究明を通じて、教科内容の 構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、 高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするため に必要な能力の育成を目的とする。</u> 3 <u>教育実践高度化専攻は、学校や地域の教育リーダーとして活躍で きる高度な専門的職業人としての教員の養成を目的とする。</u> (削る。)

現 行	改 正 案
(1) <u>「現職大学院生」とは、教育実践高度化専攻に所属する８年以上の現職教員の経験を有する者をいう。</u> (2) <u>「学卒大学院生」とは、教育実践高度化専攻に所属する前項に規定する者以外の者をいう。</u> (教育方法及び担当教員) <u>第４条 学校教育研究専攻における教育は、修士課程の授業及び静岡大学大学院規則第９条第１項に定める研究指導（以下「研究指導」という。）により行う。</u> <u>２ 共同教科開発学専攻における教育は、博士課程の授業及び研究指導により行う。</u> <u>３ 教育実践高度化専攻における教育は、実践的な教育を行うため、各専門領域に応じ、演習及び実習による理論的かつ実践的な授業により行う。</u> <u>４ 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。</u> <u>５ 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。</u> <u>６ 研究指導の補助は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。</u> <u>７ 共同教科開発学専攻の授業、研究指導及び研究指導の補助は、前３項までに規定するもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを担当する。</u> <u>第５条 学校教育研究専攻にあつては、教育上の特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。</u>	(教育方法及び担当教員) <u>第６条 共同教科開発学専攻における教育は、博士課程の授業及び静岡大学大学院規則第９条第１項に定める研究指導（以下「研究指導」という。）により行う。</u> (削る。) <u>２ 教育実践高度化専攻における教育は、実践的な教育を行うため、各コースに応じ、講義、演習及び実習による理論的かつ実践的な授業により行う。</u> <u>３ (同左)</u> <u>４ (同左)</u> <u>５ (同左)</u> <u>６ 共同教科開発学専攻の授業、研究指導及び研究指導の補助は、前３項に規定するもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを担当する。</u> <u>(教育方法の特例)</u> <u>第７条 静岡大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）が、教育上の特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。</u>

現 行	改 正 案
(課程修了の認定) <u>第6条</u> 学校教育研究専攻における課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。 <u>2</u> 共同教科開発学専攻における課程の修了認定は、当該課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、静岡大学大学院規則第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、2年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、4年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。 <u>3</u> 教育実践高度化専攻における課程の修了の認定は、<u>現職大学院生にあっては、当該課程に2年以上在学し、48単位以上を修得し、最終試験に合格した者について行い、学卒大学院生にあっては、当該課程に2年以上在学し、48単位以上を修得し、最終試験に合格したこと及び教育職員普通免許状（専修）の取得に必要な所定の単位数を修得した者について行う。ただし、2年次のGPAの値が1.2未満の場合は、課程修了を認定しない。</u> <u>4</u> 前項ただし書の規定により修了できなかった学生は、良に満たない評価を受けた授業科目について再履修することができる。この場合、GPAの値の算定は、上位の評価による。 (学位の授与) <u>第7条</u> 課程を修了した者には、静岡大学学位規程の定めるところにより、<u>学校教育研究専攻にあっては、修士（教育学）の学位を、共同教科開発学専攻にあっては博士（教育学）の学位を、教育実践高度化専攻にあっては、教職修士（専門職）の学位を授与する。</u>	(課程修了の認定) <u>第8条</u> (削る。) (同左) <u>2</u> 教育実践高度化専攻における課程の修了の認定は、当該課程に2年以上在学し、<u>46単位以上</u>を修得し、<u>最終試験に合格した者について行う。</u> (削る。) (学位の授与) <u>第9条</u> 課程を修了した者には、静岡大学学位規程の定めるところにより、共同教科開発学専攻にあっては博士（教育学）の学位を、教育実践高度化専攻にあっては、教職修士（専門職）の学位を授与する。

現 行	改 正 案
(指導教員) <u>第 8 条</u> 学生には、その研究主題に応じ、指導教員及び副指導教員（以下、この条において「指導教員等」という。）を置く。 2 指導教員等は、<u>教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）</u>の議に基づき研究科長が指名する教授又は准教授とする。ただし、特に必要がある場合は、講師、助教又は特任教員とすることができる。 3 指導教員等は、<u>学校教育研究専攻及び共同教科開発学専攻</u>にあっては、授業科目の履修指導、研究指導及びその他の指導を行い、教育実践高度化専攻にあっては、授業科目の履修指導及びその他の指導を行う。 (授業科目、単位数) <u>第 9 条</u> 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表 I のとおりとする。 (履修方法) <u>第 1 0 条</u> 学生は、別表 II に定めるところに基づいて授業科目を履修し、かつ、<u>学校教育研究専攻及び共同教科開発学専攻</u>にあっては研究指導を受けなければならない。 2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。 <u>3 第 5 条による授業及び研究指導の方法については、教授会が別に定める。</u> <u>4</u> 教育実践高度化専攻にあっては、授業期間中に大学院の履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。 1 年次及び 2 年次 36 単位	(指導教員) <u>第 1 0 条</u> (同左) 2 指導教員等は、<u>教授会</u>の議に基づき研究科長が指名する教授又は准教授とする。ただし、特に必要がある場合は、講師、助教又は特任教員とすることができる。 3 指導教員等は、共同教科開発学専攻にあっては、授業科目の履修指導、研究指導及びその他の指導を行い、教育実践高度化専攻にあっては、授業科目の履修指導及びその他の指導を行う。 (授業科目、単位数) <u>第 1 1 条</u> (同左) (履修方法) <u>第 1 2 条</u> 学生は、別表 II に定めるところに基づいて授業科目を履修し、かつ、共同教科開発学専攻にあっては研究指導を受けなければならない。 2 (同左) (削る。) <u>3</u> (同左) (分野の決定) <u>第 1 3 条</u> <u>教育実践高度化専攻の教育実践力育成コース及び教育実践開発コースの学生の分野は、1 年次後期が始まるまでに決定するものとし、その手続き等については、当該専攻が別に定める。</u>

現 行	改 正 案
(小学校教員免許取得プログラム) <u>第10条の2</u> <u>学生</u>のうち、小学校教員免許を取得することを目的としたプログラム（以下「小学校教員免許取得プログラム」という。）の履修を許可された者は、静岡大学教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。 2 小学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は別に定める。 3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験等に合格した者には所定の単位を与える。ただし、修得した単位は<u>第6条第1項</u>に規定する修了要件の単位数には含めない。 <u>第11条</u> 学生は、大学院規則の定めるところにより、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。 <u>第12条</u> 学生は、大学院規則の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。 2 学生は、大学院規則の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。）又は研究所等において研究指導を受けることができる。 (入学前の既修得単位の認定) <u>第13条</u> 学生が、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 <u>第14条</u> 学生が前3条により履修し修得した単位のうち修了に必要な単位に含めることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて10単位を超えないものとする。 (単位の授与)	(小学校教員免許取得プログラム) <u>第14条</u> <u>教育実践高度化専攻の学生</u>のうち、小学校教員免許を取得することを目的としたプログラム（以下「小学校教員免許取得プログラム」という。）の履修を許可された者は、静岡大学教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。 2 (同左) 3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験等に合格した者には所定の単位を与える。ただし、修得した単位は<u>第8条第2項</u>に規定する修了要件の単位数には含めない。 <u>(他の研究科の授業科目の履修)</u> <u>第15条</u> (同左) <u>(他の大学院の授業科目の履修及び他の大学院等の研究指導)</u> <u>第16条</u> (同左) 2 (同左) (入学前の既修得単位の認定) <u>第17条</u> (同左) <u>第18条</u> (同左) (単位の授与)

現 行	改 正 案
<u>第 1 5 条</u> 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。 2 試験及び成績の評価は、当該授業科目担当教員が行う。 3 教育実践高度化専攻の1年次においては、<u>1年次配当科目のうち共通科目 16 単位、基盤実習 3 単位を修得したときは進級する。ただし、1年次のG P Aの値が 1.2 未満の場合は進級できない。</u> 4 前項の規定により進級できなかった学生が修得した単位は、秀及び優の評価を得たものを除き、無効とする。この場合、無効とされた単位については、前項の進級判定に当たって、G P Aの値の算定から除外する。 5 G P Aの値の算定方法は別に定める。 (編入学者等の既修得単位) <u>第 1 6 条</u> 編入学、転入学した学生等の既修得単位について、課程修了の要件となる単位の認定は、教授会が別に定める。 (<u>修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出</u>) <u>第 1 7 条</u> <u>修士論文又は特定の課題についての研究成果は、教授会の定める単位数を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。</u> (<u>修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験</u>) <u>第 1 8 条</u> <u>学校教育研究専攻における修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験は、教授会が選出する教授又は准教授 3 人以上（うち教授 1 人以上を含むものとし、特に必要がある場合は、講師又は助教のうち、いずれか 1 人を含めることができる。）の委員をもって構成する審査委員会が行い、その可否は、審査委員会の報告に基づいて教授会が決定する。</u> <u>2 学校教育研究専攻における修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。</u>	<u>第 1 9 条</u> (同左) 2 (同左) 3 教育実践高度化専攻の1年次においては、1年次のG P Aの値が 1.2 未満の場合は進級できない。 4 (同左) 5 (同左) (編入学者等の既修得単位) <u>第 2 0 条</u> (同左) (削る。) (削る。)

現 行	改 正 案
<u>3 学校教育研究専攻における最終試験は、第2条第1項に規定する所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果を提出した者について行う。</u> <u>4 学校教育研究専攻における最終試験は、修士論文又は特定の課題についての研究成果及びこれらに関連ある授業科目について、口頭又は筆記により行う。</u> （博士論文の提出） <u>第19条</u> 博士論文は、教授会の定める単位数を修得又は修得見込みの者で、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。 （博士論文の審査及び最終試験） <u>第20条</u> 共同教科開発学専攻における博士論文の審査及び最終試験は、教授会が選出する教授又は准教授のうちから5人以上で構成する審査委員会が行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて教授会が決定する。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。 2 共同教科開発学専攻における博士論文の研究成果の審査に当たって必要があるときは、審査委員会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。 3 共同教科開発学専攻における最終試験は、<u>第6条第2項</u>に規定する所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究成果を提出した者について行う。 4 共同教科開発学専攻における最終試験は、博士論文についての研究成果及びこれらに関連ある授業科目について、口頭又は筆記により行う。 （大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生） <u>第21条</u> 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、教授会が別に定める。	（博士論文の提出） <u>第21条</u> （同左） （博士論文の審査及び最終試験） <u>第22条</u> （同左） 2 （同左） 3 共同教科開発学専攻における最終試験は、<u>第8条第1項</u>に規定する所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究成果を提出した者について行う。 4 （同左） （大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生） <u>第23条</u> （同左）

現 行	改 正 案																																				
(補則) <u>第 2 2 条</u> この規則に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。 別表 I (第 9 条関係) <u>修士課程</u> <u>学校教育研究専攻</u> 共通科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>教職キャリア形成論</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>初等教育の総合研究</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>中等教育の総合研究</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>身体・芸術系教育専門研究</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>国際理解教育専門研究</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>環境教育専門研究</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>情報教育専門研究</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>スクールインターンシップ</td><td>4</td><td>選択</td></tr></table> 発達教育学専修 共通実践科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>子ども・教育基礎研究</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>学校教育実践研究</td><td>2</td><td>必修</td></tr></table> 専修教科科目	授業科目名	単位数	必・選	教職キャリア形成論	2	必修	初等教育の総合研究	2	選択	中等教育の総合研究	2	選択	身体・芸術系教育専門研究	2	選択	国際理解教育専門研究	2	選択	環境教育専門研究	2	選択	情報教育専門研究	2	選択	スクールインターンシップ	4	選択	授業科目名	単位数	必・選	子ども・教育基礎研究	2	必修	学校教育実践研究	2	必修	(補則) <u>第 2 4 条</u> (同左) 別表 I (第 11 条関係) (削る。) (削る。)
授業科目名	単位数	必・選																																			
教職キャリア形成論	2	必修																																			
初等教育の総合研究	2	選択																																			
中等教育の総合研究	2	選択																																			
身体・芸術系教育専門研究	2	選択																																			
国際理解教育専門研究	2	選択																																			
環境教育専門研究	2	選択																																			
情報教育専門研究	2	選択																																			
スクールインターンシップ	4	選択																																			
授業科目名	単位数	必・選																																			
子ども・教育基礎研究	2	必修																																			
学校教育実践研究	2	必修																																			

現 行					改 正 案				
	領域	授業科目名	単位数	必・選					
	教育学	教育法制特論	2	選択					
		教育実践学特論	2	選択					
		道德教育特論	2	選択					
		教育内容・方法特論	2	選択					
		教育社会学特論	2	選択					
		教育法制演習	2	選択					
		教育実践学演習	2	選択					
		道德教育演習	2	選択					
		教育内容・方法演習	2	選択					
		教育社会学演習	2	選択					
	教育心理学	心理測定法特論	2	選択					
		臨床心理学特論	2	選択					
		教育心理学特論	2	選択					
		学校心理学特論	2	選択					
		発達心理学特論	2	選択					
		心理測定法演習	2	選択					
		臨床心理学演習	2	選択					
		教育心理学演習	2	選択					
		学校心理学演習	2	選択					
		発達心理学演習	2	選択					
	幼児教育	幼児教育学特論	2	選択					
		幼児音楽学特論	2	選択					
		幼児運動学特論	2	選択					
		児童福祉学特論	2	選択					
		幼児教育学演習	2	選択					

現 行				改 正 案				
		幼児音楽学演習	2	選択				
		幼児運動学演習	2	選択				
		児童福祉学演習	2	選択				
課題研究								
		授業科目名	単位数	必・選				
		課題研究Ⅰ	2	必修				
		課題研究Ⅱ	2	必修				
		課題研究Ⅲ	2	必修				
留学生関連科目								
		授業科目名	単位数	必・選				
		日本文化特論Ⅰ	1	選択				
		日本文化特論Ⅱ	1	選択				
		異文化交流実践論Ⅰ	1	選択				
		異文化交流実践論Ⅱ	1	選択				
備考								
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。								
2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。								
海外研修科目								
		授業科目名	単位数	必・選				
		海外語学研修特論Ⅰ	2	選択				
		海外語学研修特論Ⅱ	2	選択				
		海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択				
		海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択				
備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる								

現 行				改 正 案			
る。詳細は別に定める。							
国語教育専修							
共通実践科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	国語科教育実践研究	2	必修				
	国語科教材開発論	2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
国語科教育学	国語科教育原論Ⅰ	2	選択				
	国語科教育原論Ⅱ	2	選択				
	国語科教育課程論Ⅰ	2	選択				
	国語科教育課程論Ⅱ	2	選択				
	国語科教育指導論	2	選択				
教科専門領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
国語学・国文学・漢文学	国語学特論Ⅰ	2	選択				
	国語学特論Ⅱ	2	選択				
	国語学演習	2	選択				
	国文学特論Ⅰ	2	選択				
	国文学特論Ⅱ	2	選択				
	国文学演習	2	選択				
	漢文学特論Ⅰ	2	選択				
	漢文学特論Ⅱ	2	選択				
	漢文学演習	2	選択				

現 行					改 正 案				
		国語科内容論Ⅰ（国語学・国文学・漢文学）	2	選択					
	書道	書道特論Ⅰ	2	選択					
		書道特論Ⅱ	2	選択					
		書道研究演習	2	選択					
		国語科内容論Ⅱ（書写・書道）	2	選択					
	日本語教育	日本語教育特論	2	選択					
		日本語教育内容論	2	選択					
		日本語教育学演習	2	選択					
課題研究									
	授業科目名		単位数	必・選					
	課題研究Ⅰ		2	必修					
	課題研究Ⅱ		2	必修					
	課題研究Ⅲ		2	必修					
留学生関連科目									
	授業科目名		単位数	必・選					
	日本文化特論Ⅰ		1	選択					
	日本文化特論Ⅱ		1	選択					
	異文化交流実践論Ⅰ		1	選択					
	異文化交流実践論Ⅱ		1	選択					
備考									
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。 2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。									
海外研修科目									

現 行				改 正 案			
	授業科目名		単位数	必・選			
	海外語学研修特論Ⅰ		2	選択			
	海外語学研修特論Ⅱ		2	選択			
	海外文化交流研修特論Ⅰ		2	選択			
	海外文化交流研修特論Ⅱ		2	選択			
	備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。						
	社会科学教育専修						
	共通実践科目						
	授業科目名		単位数	必・選			
	社会科学教育実践研究		2	必修			
	社会科学教材開発論		2	必修			
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
社会科学教育学	社会科学教育原論	2	選択				
	社会科学教育課程論Ⅰ	2	選択				
	社会科学教育課程論Ⅱ	2	選択				
	社会科学教育指導論Ⅰ	2	選択				
	社会科学教育指導論Ⅱ	2	選択				
教科専門領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
倫理・哲学	社会科学内容論Ⅰ（哲学・倫理学）	2	選択				
	宗教学特論	2	選択				

現 行					改 正 案				
		宗教学演習	2	選択					
		倫理学特論	2	選択					
		倫理学演習	2	選択					
	歴史学	社会科内容論Ⅱ（歴史学）	2	選択					
		日本史特論Ⅰ	2	選択					
		日本史特論Ⅱ	2	選択					
		外国史特論Ⅰ	2	選択					
		外国史特論Ⅱ	2	選択					
		日本史演習Ⅰ	2	選択					
		日本史演習Ⅱ	2	選択					
		外国史演習Ⅰ	2	選択					
		外国史演習Ⅱ	2	選択					
	地理学	社会科内容論Ⅲ（地理学）	2	選択					
		地理学特論Ⅰ	2	選択					
		地理学特論Ⅱ	2	選択					
		地理学特論Ⅲ	2	選択					
		地理学演習Ⅰ	2	選択					
		地理学演習Ⅱ	2	選択					
		地理学演習Ⅲ	2	選択					
	法学・経済学	社会科内容論Ⅳ（法学・経済学）	2	選択					
		法学特論Ⅰ	2	選択					
		法学特論Ⅱ	2	選択					
		経済学特論	2	選択					
		法学演習Ⅰ	2	選択					
		法学演習Ⅱ	2	選択					
		経済学演習	2	選択					

現 行			改 正 案		
課題研究					
授業科目名		単位数	必・選		
課題研究Ⅰ		2	必修		
課題研究Ⅱ		2	必修		
課題研究Ⅲ		2	必修		
留学生関連科目					
授業科目名		単位数	必・選		
日本文化特論Ⅰ		1	選択		
日本文化特論Ⅱ		1	選択		
異文化交流実践論Ⅰ		1	選択		
異文化交流実践論Ⅱ		1	選択		
備考					
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。					
2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。					
海外研修科目					
授業科目名		単位数	必・選		
海外語学研修特論Ⅰ		2	選択		
海外語学研修特論Ⅱ		2	選択		
海外文化交流研修特論Ⅰ		2	選択		
海外文化交流研修特論Ⅱ		2	選択		
備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。					

現 行				改 正 案			
数学教育専修							
共通実践科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	数学科教育実践研究	2	必修				
	数学科教材開発論	2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
数学教育学	数学科教育原論Ⅰ	2	選択				
	数学科教育原論Ⅱ	2	選択				
	数学科教育課程論	2	選択				
	数学科教育指導論	2	選択				
教科専門領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
数学	数学科内容論	2	選択				
	代数学特論	2	選択				
	幾何学特論	2	選択				
	解析学特論	2	選択				
	応用数学特論	2	選択				
	数理科学特論	2	選択				
課題研究							
	授業科目名	単位数	必・選				
	課題研究Ⅰ	2	必修				
	課題研究Ⅱ	2	必修				
	課題研究Ⅲ	2	必修				
留学生関連科目							

現行

改正案

授業科目名	単位数	必・選
日本文化特論Ⅰ	1	選択
日本文化特論Ⅱ	1	選択
異文化交流実践論Ⅰ	1	選択
異文化交流実践論Ⅱ	1	選択

備考

1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。

2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。

海外研修科目

授業科目名	単位数	必・選
海外語学研修特論Ⅰ	2	選択
海外語学研修特論Ⅱ	2	選択
海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択
海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択

備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。

理科教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
理科教育実践研究	2	必修
理科教材開発論	2	必修

専修教科科目

現 行				改 正 案			
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
理 科 学 教 育	理科教育原論	2	選択				
	理科教育指導論	2	選択				
	理科教育課程論	2	選択				
教科専門領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
物 理 学	理科内容論Ⅰ（物理）	2	選択				
	物理学特論Ⅰ	2	選択				
	物理学特論Ⅱ	2	選択				
	物理学演習	2	選択				
化 学	理科内容論Ⅱ（化学）	2	選択				
	化学特論Ⅰ	2	選択				
	化学特論Ⅱ	2	選択				
	化学演習	2	選択				
生 物 学	理科内容論Ⅲ（生物）	2	選択				
	生物学特論Ⅰ	2	選択				
	生物学特論Ⅱ	2	選択				
	生物学演習	2	選択				
地 学	理科内容論Ⅳ（地学）	2	選択				
	地学特論Ⅰ	2	選択				
	地学特論Ⅱ	2	選択				
	地学演習	2	選択				
科 総 合 環 学 境	理科内容論Ⅴ（総合環境科学）	2	選択				
	総合環境科学特論	2	選択				
	総合環境科学演習	2	選択				

現 行	改 正 案																																										
課題研究 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>課題研究Ⅰ</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>課題研究Ⅱ</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>課題研究Ⅲ</td><td>2</td><td>必修</td></tr></table> 留学生関連科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>日本文化特論Ⅰ</td><td>1</td><td>選択</td></tr><tr><td>日本文化特論Ⅱ</td><td>1</td><td>選択</td></tr><tr><td>異文化交流実践論Ⅰ</td><td>1</td><td>選択</td></tr><tr><td>異文化交流実践論Ⅱ</td><td>1</td><td>選択</td></tr></table> 備考 1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。 2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。 海外研修科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>海外語学研修特論Ⅰ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外語学研修特論Ⅱ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外文化交流研修特論Ⅰ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外文化交流研修特論Ⅱ</td><td>2</td><td>選択</td></tr></table> 備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。	授業科目名	単位数	必・選	課題研究Ⅰ	2	必修	課題研究Ⅱ	2	必修	課題研究Ⅲ	2	必修	授業科目名	単位数	必・選	日本文化特論Ⅰ	1	選択	日本文化特論Ⅱ	1	選択	異文化交流実践論Ⅰ	1	選択	異文化交流実践論Ⅱ	1	選択	授業科目名	単位数	必・選	海外語学研修特論Ⅰ	2	選択	海外語学研修特論Ⅱ	2	選択	海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択	海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択	
授業科目名	単位数	必・選																																									
課題研究Ⅰ	2	必修																																									
課題研究Ⅱ	2	必修																																									
課題研究Ⅲ	2	必修																																									
授業科目名	単位数	必・選																																									
日本文化特論Ⅰ	1	選択																																									
日本文化特論Ⅱ	1	選択																																									
異文化交流実践論Ⅰ	1	選択																																									
異文化交流実践論Ⅱ	1	選択																																									
授業科目名	単位数	必・選																																									
海外語学研修特論Ⅰ	2	選択																																									
海外語学研修特論Ⅱ	2	選択																																									
海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択																																									
海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択																																									

現 行				改 正 案			
音楽教育専修							
共通実践科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	音楽科教育実践研究	2	必修				
	音楽科教材開発論	2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
音楽科教育学	音楽科教科内容論Ⅰ	2	選択				
	音楽教育学特論Ⅰ	2	選択				
	音楽教育学演習Ⅰ	2	選択				
	音楽科教科内容論Ⅱ	2	選択				
	音楽教育学特論Ⅱ	2	選択				
	音楽教育学演習Ⅱ	2	選択				
	音楽教育原論	2	選択				
	音楽科教育指導論	2	選択				
	音楽科教育課程論	2	選択				
教科専門領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
器楽	音楽科教科内容論Ⅲ	2	選択				
	器楽演奏法特論Ⅰ	2	選択				
	器楽演奏法演習Ⅰ	2	選択				
	音楽科教科内容論Ⅳ	2	選択				
	器楽演奏法特論Ⅱ	2	選択				
	器楽演奏法演習Ⅱ	2	選択				
楽 声	音楽科教科内容論Ⅴ	2	選択				

現 行					改 正 案				
		声楽演奏法特論Ⅰ	2	選択					
		声楽演奏法演習Ⅰ	2	選択					
	作曲	音楽科教科内容論Ⅵ	2	選択					
		作曲法特論Ⅰ	2	選択					
		作曲法演習Ⅰ	2	選択					
	課題研究								
授業科目名		単位数	必・選						
課題研究Ⅰ		2	必修						
課題研究Ⅱ		2	必修						
課題研究Ⅲ		2	必修						
留学生関連科目									
授業科目名		単位数	必・選						
日本文化特論Ⅰ		1	選択						
日本文化特論Ⅱ		1	選択						
異文化交流実践論Ⅰ		1	選択						
異文化交流実践論Ⅱ		1	選択						
備考									
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。									
2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。									
海外研修科目									
授業科目名		単位数	必・選						
海外語学研修特論Ⅰ		2	選択						
海外語学研修特論Ⅱ		2	選択						
海外文化交流研修特論Ⅰ		2	選択						

現 行				改 正 案			
海外文化交流研修特論Ⅱ		2	選択				
備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。							
美術教育専修							
共通実践科目							
授業科目名		単位数	必・選				
美術科教育実践研究		2	必修				
美術科教材開発論		2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
教 育 学 美 術 科	美術科教育原論	2	選択				
	美術科教育指導論	2	選択				
	美術科教育課程論	2	選択				
教科専門領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
造 形 制 作 論	美術科内容論Ⅰ（絵画）	2	選択				
	絵画特論	2	選択				
	美術科内容論Ⅱ（彫刻）	2	選択				
	彫刻特論	2	選択				
	美術科内容論Ⅲ（デザイン）	2	選択				
	デザイン特論	2	選択				
	美術科内容論Ⅳ（工芸）	2	選択				
	工芸特論	2	選択				

現 行				改 正 案	
芸術学	造形	美術科内容論Ⅴ（造形芸術学）	2	選択	
		美術史特論	2	選択	
課題研究					
授業科目名			単位数	必・選	
課題研究Ⅰ			2	必修	
課題研究Ⅱ			2	必修	
課題研究Ⅲ			2	必修	
留学生関連科目					
授業科目名			単位数	必・選	
日本文化特論Ⅰ			1	選択	
日本文化特論Ⅱ			1	選択	
異文化交流実践論Ⅰ			1	選択	
異文化交流実践論Ⅱ			1	選択	
備考					
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。 2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。					
海外研修科目					
授業科目名			単位数	必・選	
海外語学研修特論Ⅰ			2	選択	
海外語学研修特論Ⅱ			2	選択	
海外文化交流研修特論Ⅰ			2	選択	
海外文化交流研修特論Ⅱ			2	選択	
備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。					

現 行				改 正 案			
保健体育教育専修							
共通実践科目							
授業科目名		単位数	必・選				
保健体育科教育実践研究		2	必修				
保健体育科教材開発論		2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
教 保 育 健 学 体 科 育	保健体育科教育原論	2	選択				
	保健体育科教育指導論Ⅰ	2	選択				
	保健体育科教育指導論Ⅱ	2	選択				
	保健体育科課程論	2	選択				
教科専門領域							
体 育 学 ・ 運 動 学	保健体育科内容論Ⅰ（体育学）	2	選択				
	体育学特論	2	選択				
	体育学演習Ⅰ	2	選択				
	体育学演習Ⅱ	2	選択				
	保健体育科内容論Ⅱ（運動学）	2	選択				
	運動学特論Ⅰ	2	選択				
	運動学特論Ⅱ	2	選択				
	運動学特論Ⅲ	2	選択				
	運動学演習Ⅰ	2	選択				
	運動学演習Ⅱ	2	選択				
	運動学演習Ⅲ	2	選択				

現 行					改 正 案					
養護・学校保健学	運動学演習Ⅳ		2	選択						
	保健体育科内容論Ⅲ（学校保健学）		2	選択						
	学校保健学特論		2	選択						
	学校保健学演習Ⅰ		2	選択						
	学校保健学演習Ⅱ		2	選択						
	養護教育学特論		2	選択						
	学校看護学特論		2	選択						
	学校保健医科学特論		2	選択						
	養護教育学演習		2	選択						
	学校看護学演習		2	選択						
	学校保健医科学演習		2	選択						
	課題研究									
	授業科目名		単位数	必・選						
課題研究Ⅰ		2	必修							
課題研究Ⅱ		2	必修							
課題研究Ⅲ		2	必修							
課題研究Ⅲ		2	必修							
留学生関連科目										
授業科目名		単位数	必・選							
日本文化特論Ⅰ		1	選択							
日本文化特論Ⅱ		1	選択							
異文化交流実践論Ⅰ		1	選択							
異文化交流実践論Ⅱ		1	選択							
備考										
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象と										

現 行				改 正 案																																															
する。 2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。 海外研修科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>海外語学研修特論Ⅰ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外語学研修特論Ⅱ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外文化交流研修特論Ⅰ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外文化交流研修特論Ⅱ</td><td>2</td><td>選択</td></tr></table> 備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。 技術教育専修 共通実践科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>技術科教育実践研究</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>技術科教材開発論</td><td>2</td><td>必修</td></tr></table> 専修教科科目 教科教育領域 <table><tr><th>領域</th><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td rowspan="5">技術科教育学</td><td>技術科教育原論</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>技術科教育指導論</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>技術科教育内容論</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>情報科教育原論</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>情報科教育指導論</td><td>2</td><td>選択</td></tr></table>				授業科目名	単位数	必・選	海外語学研修特論Ⅰ	2	選択	海外語学研修特論Ⅱ	2	選択	海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択	海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択	授業科目名	単位数	必・選	技術科教育実践研究	2	必修	技術科教材開発論	2	必修	領域	授業科目名	単位数	必・選	技術科教育学	技術科教育原論	2	選択	技術科教育指導論	2	選択	技術科教育内容論	2	選択	情報科教育原論	2	選択	情報科教育指導論	2	選択				
授業科目名	単位数	必・選																																																	
海外語学研修特論Ⅰ	2	選択																																																	
海外語学研修特論Ⅱ	2	選択																																																	
海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択																																																	
海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択																																																	
授業科目名	単位数	必・選																																																	
技術科教育実践研究	2	必修																																																	
技術科教材開発論	2	必修																																																	
領域	授業科目名	単位数	必・選																																																
技術科教育学	技術科教育原論	2	選択																																																
	技術科教育指導論	2	選択																																																
	技術科教育内容論	2	選択																																																
	情報科教育原論	2	選択																																																
	情報科教育指導論	2	選択																																																

現 行				改 正 案			
教科専門領域							
基礎技術学	電気工学特論Ⅰ	2	選択				
	電気工学特論Ⅱ	2	選択				
	基礎技術学内容論	2	選択				
	情報工学特論	2	選択				
	情報工学演習	2	選択				
	機械工学特論Ⅰ	2	選択				
	機械工学特論Ⅱ	2	選択				
生産技術学	金属加工学特論	2	選択				
	生産技術学内容論	2	選択				
	木材加工学特論Ⅰ	2	選択				
	木材加工学特論Ⅱ	2	選択				
	園芸学特論	2	選択				
	栽培学特論	2	選択				
情報教育	情報教育特論Ⅱ	2	選択				
	ソフトウェア科学特論	2	選択				
	情報教育特論Ⅰ	2	選択				
	情報教育内容論	2	選択				
	情報教育演習Ⅰ	2	選択				
	情報教育演習Ⅱ	2	選択				
	総合科学情報特論	2	選択				
	総合科学情報演習	2	選択				
課題研究							
授業科目名		単位数	必・選				
課題研究Ⅰ		2	必修				
課題研究Ⅱ		2	必修				

現 行				改 正 案			
	課題研究Ⅲ	2	必修				
留学生関連科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	日本文化特論Ⅰ	1	選択				
	日本文化特論Ⅱ	1	選択				
	異文化交流実践論Ⅰ	1	選択				
	異文化交流実践論Ⅱ	1	選択				
備考							
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。							
2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。							
海外研修科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	海外語学研修特論Ⅰ	2	選択				
	海外語学研修特論Ⅱ	2	選択				
	海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択				
	海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択				
備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。							
家政教育専修							
共通実践科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	家庭科教育実践研究	2	必修				

現 行				改 正 案			
	家庭科教材開発論	2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
領域	授業科目名	単位数	必・選				
家庭科 育 学 教	家庭科教育原論	2	選択				
	家庭科教育指導論	2	選択				
	家庭科内容論Ⅰ	2	選択				
教科専門領域							
生活科学	食物学特論	2	選択				
	食物学演習	2	選択				
	家庭科内容論Ⅱ	2	選択				
生活学	生活経営学特論	2	選択				
	生活経営学演習	2	選択				
	家族関係学特論	2	選択				
	児童学特論	2	選択				
	家庭科内容論Ⅲ	2	選択				
課題研究							
	授業科目名	単位数	必・選				
	課題研究Ⅰ	2	必修				
	課題研究Ⅱ	2	必修				
	課題研究Ⅲ	2	必修				
留学生関連科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	日本文化特論Ⅰ	1	選択				
	日本文化特論Ⅱ	1	選択				
	異文化交流実践論Ⅰ	1	選択				

現 行				改 正 案			
	異文化交流実践論Ⅱ	1	選択				
備考							
1. 「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とする。							
2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。							
海外研修科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	海外語学研修特論Ⅰ	2	選択				
	海外語学研修特論Ⅱ	2	選択				
	海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択				
	海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択				
備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。							
英語教育専修							
共通実践科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	英語科教育実践研究	2	必修				
	英語科教材開発論	2	必修				
専修教科科目							
教科教育領域							
	領域	授業科目名	単位数	必・選			
教 育 学	英 語 科	英語科教育原論Ⅰ	2	選択			
		英語科教育原論Ⅱ	2	選択			

現 行				改 正 案			
	英語科教育課程論	2	選択				
	英語科教育指導論	2	選択				
	英語学術論文構成法	2	選択				
教科専門領域							
英語学	英語科内容論Ⅰ（英語学）	2	選択				
	英語学特論Ⅰ	2	選択				
	英語学特論Ⅱ	2	選択				
	英語学特論Ⅲ	2	選択				
	英語学特論Ⅳ	2	選択				
英米文学	英語科内容論Ⅱ（英米文学）	2	選択				
	英米文学特論Ⅰ	2	選択				
	英米文学特論Ⅱ	2	選択				
	英米文学特論Ⅲ	2	選択				
課題研究							
授業科目名		単位数	必・選				
課題研究Ⅰ		2	必修				
課題研究Ⅱ		2	必修				
課題研究Ⅲ		2	必修				
留学生関連科目							
授業科目名		単位数	必・選				
日本文化特論Ⅰ		1	選択				
日本文化特論Ⅱ		1	選択				
異文化交流実践論Ⅰ		1	選択				
異文化交流実践論Ⅱ		1	選択				
備考							
１．「日本文化特論Ⅰ」「日本文化特論Ⅱ」は留学生を対象とす							

現 行	改 正 案																																										
る。 2. 「異文化交流実践論Ⅰ」「異文化交流実践論Ⅱ」は正規の課程に在籍する学生を対象とする。 海外研修科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>海外語学研修特論Ⅰ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外語学研修特論Ⅱ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外文化交流研修特論Ⅰ</td><td>2</td><td>選択</td></tr><tr><td>海外文化交流研修特論Ⅱ</td><td>2</td><td>選択</td></tr></table> 備考 単位認定される科目は、海外研修の内容、回数に応じて異なる。詳細は別に定める。 教育実践高度化専攻 共通科目 <table><tr><th>授業科目名</th><th>単位数</th><th>必・選</th></tr><tr><td>新学習指導要領とカリキュラム経営</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>目指すべき学力とその評価</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>授業と学習のメカニズム</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>授業形態の特質と選択</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>子どもの姿と生徒指導の今日的課題</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>子ども理解と学校教育相談の在り方</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>学級経営の実践と課題</td><td>2</td><td>必修</td></tr><tr><td>学校経営の実践と課題</td><td>2</td><td>必修</td></tr></table>	授業科目名	単位数	必・選	海外語学研修特論Ⅰ	2	選択	海外語学研修特論Ⅱ	2	選択	海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択	海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択	授業科目名	単位数	必・選	新学習指導要領とカリキュラム経営	2	必修	目指すべき学力とその評価	2	必修	授業と学習のメカニズム	2	必修	授業形態の特質と選択	2	必修	子どもの姿と生徒指導の今日的課題	2	必修	子ども理解と学校教育相談の在り方	2	必修	学級経営の実践と課題	2	必修	学校経営の実践と課題	2	必修	(削る。)
授業科目名	単位数	必・選																																									
海外語学研修特論Ⅰ	2	選択																																									
海外語学研修特論Ⅱ	2	選択																																									
海外文化交流研修特論Ⅰ	2	選択																																									
海外文化交流研修特論Ⅱ	2	選択																																									
授業科目名	単位数	必・選																																									
新学習指導要領とカリキュラム経営	2	必修																																									
目指すべき学力とその評価	2	必修																																									
授業と学習のメカニズム	2	必修																																									
授業形態の特質と選択	2	必修																																									
子どもの姿と生徒指導の今日的課題	2	必修																																									
子ども理解と学校教育相談の在り方	2	必修																																									
学級経営の実践と課題	2	必修																																									
学校経営の実践と課題	2	必修																																									

現 行				改 正 案			
	学校と地域の協働	2	必修				
	教職実践研究方法論	2	必修				
	特別支援教育のシステムと方法	2	必修				
選択科目							
学校組織開発領域科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	教育政策の流れと学校論	2	選択				
	学校の危機管理の実践と課題	2	選択				
	学校を動かすミドルリーダーの在り方と実践	2	選択				
	成人の学習の事例と理論	2	選択				
	特色あるカリキュラム・マネジメントの実践と課題	2	選択				
	夢の学校づくり・学校改善への実践論	2	選択				
	学校組織開発課題研究	2	選択				
教育方法開発領域科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	授業と学習の新たな展開	2	選択				
	授業分析と校内研修の新たな展開	2	選択				
	学校に応じた教育実践の評価	2	選択				
	授業デザインとその開発・評価	2	選択				
	教材作成と授業形態	2	選択				
	学校に応じた教育実践の開発	2	選択				
	教育方法開発課題研究	2	選択				
生徒指導支援領域科目							
	授業科目名	単位数	必・選				
	子どもが苦戦する諸問題の理解と教師の対応	2	選択				
	子ども同士の間関係を作るグループアプローチの開発	2	選択				
	子どもが安心感を実感するための教師の関わり	2	選択				

現 行				改 正 案						
	教師が苦戦する諸問題への対応	2	選択							
	子ども支援のための他者・他機関との関わり	2	選択							
	生徒指導支援課題研究	2	選択							
	特別支援教育領域科目									
	授業科目名	単位数	必・選							
	特別支援教育の現状と課題	2	選択							
	障害児の認知発達とその支援	2	選択							
	特別支援教育における授業づくり	2	選択							
	特別支援教育コーディネーターの理論と実践	2	選択							
	障害児臨床の視点と方法	2	選択							
	特別支援教育課題研究	2	選択							
	発達障害の理解と対応	2	選択							
	領域横断科目									
	授業科目名	単位数	必・選							
	教職キャリア基礎Ⅰ	2	選択							
	教職キャリア基礎Ⅱ	2	選択							
	実習科目									
	授業科目名	単位数	必・選							
	基盤実習	3	必修							
	学校組織開発領域別実習	3	選択							
	教育方法開発領域別実習	3	選択							
	生徒指導支援領域別実習	3	選択							
	特別支援教育領域別実習	3	選択							
	学校改善力育成実習	4	選択							
博士課程 共同教科開発学専攻				博士課程 共同教科開発学専攻						
《 略 》				《 略 》						

現 行		改 正 案							
(新設)		専門職学位課程 教育実践高度化専攻							
		科目区分		授業科目の名称	単位数		授業形態	配当年次	備考
					必修	選択			
		共通科目	編成・実施の教育課程の	新しい学習観とカリキュラム・マネジメント	2		講義	1 前	
			教科等の実践的な指導方法	求められる授業とその開発	2		講義	1 前	
				教師の授業力量形成と校内授業研究の開発	2		講義	1 前	
			生徒指導・教育相談	生徒発達支援概論	2		講義	1 前	
			学級経営・学校経営	学級経営の課題と学校		2	講義	1 前	
学校づくりの理論と実践		2		講義	1 前				

現 行		改 正 案							
		学校教育 と教員の 在り方	これからの社会変化と 未来の学校像	2		講義	1 前		
			アクションリサーチの理 論と実践	2		講義	1 前		
			教職キャリアデザイン [基 礎]	2		講義	1 前		
			教職キャリアデザイン [発 展]	2		講義	1 前		
		独自 領域	特別支援教育のシステム と方法	2		講義	1 前		
		実習 科目	基盤実習		3	実習	1 前		
			実践的指導力高度化実習 Ⅰ		3	実習	1 後		
			実践的指導力高度化実習 Ⅱ		4	実習	2 通		
			訪問実習		2	実習	1 前		
			学校改善力高度化実習 Ⅰ		3	実習	1 後		
			学校改善力高度化実習 Ⅱ		5	実習	2 通		
			特別支援教育基盤実習		3	実習	1 前		

現 行		改 正 案									
		実習科目	特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ			3	実習	1 後			
			特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ			4	実習	2 通			
			特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ			3	実習	1 後			
			特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ			5	実習	2 通			
		分野科目	分野必修科目	校内授業研究の応用と評価			2	講義	1 後		
				資質・能力を育む授業デザインの開発			2	講義	1 後		
				授業と学習のメカニズム			2	講義	1 後		
			教育方法分野	自由選択科目	マイクロ・ティーチングによる授業実践演習Ⅰ			2	演習	2 前	
					マイクロ・ティーチングによる授業実践演習Ⅱ			2	演習	2 前	
					学校研究コンサルテーションⅠ			2	講義	2 前	
					学校研究コンサルテーションⅡ			2	講義	2 前	
					教育実践の開発と評価			2	講義	2 後	
			教科教育分野	分野必修科目	教科横断的教育課程論			2	講義	1 後	
					教科学習論（人文社会系）			2	講義	1 後	
					教科学習論（自然系）			2	講義	1 後	
					教科学習論（創造系）			2	講義	1 後	

現 行		改 正 案									
				分野必修科目	教材開発論（国語）		2	講義	1 後		
					教材開発論（社会科）		2	講義	1 後		
					教材開発論（数学）		2	講義	1 後		
					教材開発論（理科）		2	講義	1 後		
					教材開発論（音楽）		2	講義	1 後		
					教材開発論（美術）		2	講義	1 後		
					教材開発論（保健体育）		2	講義	1 後		
					教材開発論（技術科）		2	講義	1 後		
					教材開発論（家庭科）		2	講義	1 後		
					教材開発論（英語）		2	講義	1 後		
				自由選択科目	教科内容論（国語）		2	講義	1 後		
					教科内容論（社会科）		2	講義	1 後		
					教科内容論（数学）		2	講義	1 後		
					教科内容論（理科）		2	講義	1 後		
					教科内容論（音楽）		2	講義	1 後		
					教科内容論（美術）		2	講義	1 後		
					教科内容論（保健体育）		2	講義	1 後		

現 行				改 正 案						
				教科内容論（技術科）		2	講義	1 後		
				教科内容論（家庭科）		2	講義	1 後		
				教科内容論（英語）		2	講義	1 後		
				教科指導論（国語）		2	講義	1 後		
				教科指導論（社会科）		2	講義	1 後		
				教科指導論（数学）		2	講義	1 後		
				教科指導論（理科）		2	講義	1 後		
				教科指導論（音楽）		2	講義	1 後		
				教科指導論（美術）		2	講義	1 後		
				教科指導論（保健体育）		2	講義	1 後		
				教科指導論（技術科）		2	講義	1 後		
				教科指導論（家庭科）		2	講義	1 後		
				教科指導論（英語）		2	講義	1 後		
				教科内容演習 A（国語）		2	演習	2 前		
				教科内容演習 A（社会科）		2	演習	2 前		
				教科内容演習 A（数学）		2	演習	2 前		
				教科内容演習 A（理科）		2	演習	2 前		

現 行		改 正 案									
		分野科目	教科教育分野	自由選択科目	教科内容演習 A（音楽）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 A（美術）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 A（保健体育）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 A（技術科）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 A（家庭科）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 A（英語）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 B（国語）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（社会科）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（数学）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（理科）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（音楽）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（美術）	2	演習	2 前			
					教科内容演習 B（保健体育）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（技術科）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（家庭科）	2	演習	2 後			
					教科内容演習 B（英語）	2	演習	2 後			
					教科教育専門研究 A（国語）	2	演習	2 前			

現 行				改 正 案						
		分野科目	教科教育分野	自由選択科目	教科教育専門研究A（社会科）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（数学）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（理科）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（音楽）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（美術）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（保健体育）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（技術科）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（家庭科）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究A（英語）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究B（国語）	2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（社会科）	2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（数学）	2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（理科）	2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（音楽）	2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（美術）	2	演習	2 前		
					教科教育専門研究B（保健体育）	2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（技術科）	2	演習	2 後		

現 行		改 正 案									
					教科教育専門研究B（家庭科）		2	演習	2 後		
					教科教育専門研究B（英語）		2	演習	2 後		
				分野必修科目	学校心理学の理論と方法		2	講義	1 後		
					臨床心理学の理論と方法		2	講義	1 後		
					発達心理学の理論と実際		2	講義	1 後		
				自由選択科目	学習支援の理論と実際		2	講義	1 後		
					心理アセスメントの理論と実際		2	講義	2 前		
					学校コンサルテーションの理論と実際		2	講義	2 前		
					生徒指導・教育相談の理論と実際		2	講義	1 後		
				分野必修科目	発達障害の理解と対応		2	講義	1 後		
					特別支援教育の現状と課題Ⅰ		2	講義	1 後		
					ユニバーサルデザイン授業論		2	講義	1 後		
				自由選択科目	障害児の認知発達とその支援		2	講義	1 後		
					発達臨床・特別支援の実践から学ぶ		2	講義	2 前		
					特別支援教育の現状と課題Ⅱ		2	講義	2 前		
					特別支援教育における授業デザイン		2	講義	2 前		

現 行		改 正 案									
		幼児教育分野	分野必修科目	幼児教育の現状と課題		2	講義	1 後			
				乳幼児音楽概論		2	講義	1 後			
				乳幼児の権利と幼児教育・保育		2	講義	1 後			
			自由選択科目	子どもの育ちと文化		2	講義	2 前			
				乳幼児期の保育と音楽教育		2	講義	2 前			
				幼児教育課程と ESD		2	講義	2 前			
		養護教育分野	分野必修科目	学校保健の現状と課題		2	講義	1 後			
				学校における危機管理		2	講義	1 後			
				養護教諭の教育実践の実際と課題		2	講義	1 後			
			自由選択科目	養護教諭の行うアセスメント方法と課題		2	講義	2 前			
				病気の子どもの理解と養護教諭の対応		2	講義	2 前			
				養護教諭が行う健康教育の実際と課題		2	講義	2 後			
		現代的分野科目	分野必修科目	現代的教育課題への道標		2	講義	1 後			
				リフレクティブ・シンキング演習		2	演習	1 後			
				クリエイティブ・シンキング演習		2	演習	1 後			

現 行		改 正 案						
		教育課題分野	自由選択科目	国際理解教育	2	講義	2 前	
				道徳	2	講義	2 前	
				ICT による学習環境の構築	2	講義	1 後	
				社会参加による ESD 実践	2	講義	2 前	
				対話的な学びと言語活動	2	講義	2 前	
		学校組織分野	分野必修科目	教育政策の流れと学校論	2	講義	1 後	
				教育法制度の理論と実際	2	講義	1 後	
				学校改革の理論とリーダーシップ	2	講義	2 前	
				成人の学習の事例と理論	2	講義	2 前	
				学校と地域の協働	2	講義	1 後	
				夢の学校づくり・学校改善への実践論	2	講義	2 後	
		課題研究		課題研究Ⅰ	2	演習	2 前	
				課題研究Ⅱ	2	演習	2 後	

現行

改正案

別表Ⅱ（第10条関係）

学校教育研究専攻

1 修了必要単位数

専修	専攻 共通 科目	専修 共通 実践 科目	専修教科科目		課題 研究	自由 選択 科目	合計
発達教育学専修	6	4	他専修の教科教育領域または 発達教育学専修において開設する科目から	10	6	4	30
国語教育専修 社会科教育専修 数学教育専修 理科教育専修 音楽教育専修 美術教育専修 保健体育教育専修 技術教育専修 家政教育専修 英語教育専修	6	4	所属する専修の教科教育領域から	4	6	4	30
			所属する専修のその他の領域から (※「教科内容論」を含める。)	6			

2 授業科目履修方法

別表Ⅱ（第12条関係）

(削る。)

現 行		改 正 案																								
ア 専攻共通科目：必修 1 科目 2 単位のほか、2 科目 4 単位以上を選択履修する。 イ 専修共通実践科目：各専修で開設される 2 科目 4 単位すべてを履修する。 ウ 専修教科科目：各教科教育専修においては、所属する専修において開設する授業科目のうち、教科教育領域から 2 科目 4 単位以上、その他の領域から「教科内容論」を含む 3 科目 6 単位以上を選択履修する。また発達教育学専修においては、各教科教育領域または発達教育学専修において開設する科目から 5 科目 10 単位以上を選択履修する。 エ 課題研究：各専修で開設される 3 科目 6 単位をすべて履修する。 オ 自由選択科目：学校教育研究専攻において開設する科目から 4 単位以上を自由に選択し、履修する。 カ 研究指導・修士論文 専修する領域のなかから主題を選び研究指導を受け、修士論文又は研究成果を提出する。																										
教育実践高度化専攻		(削る。)																								
1 修了必要単位数																										
<table><tr><th colspan="2">領域</th><th>専攻 共通 科目</th><th colspan="2">領域別科目</th><th>実習 科目</th><th>合計</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">学校組織開発 領域</td><td rowspan="2">22</td><td>所属する領域で開講される科目</td><td>12</td><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">48</td></tr><tr><td>所属する領域以外で開講される科目</td><td>4</td></tr><tr><td>教育方法 開発領域</td><td>現</td><td>22</td><td>所属する領域で開講される科目</td><td>8</td><td>10</td><td>48</td></tr></table>		領域		専攻 共通 科目	領域別科目		実習 科目	合計	学校組織開発 領域		22	所属する領域で開講される科目	12	10	48	所属する領域以外で開講される科目	4	教育方法 開発領域	現	22	所属する領域で開講される科目	8	10	48		
領域		専攻 共通 科目	領域別科目		実習 科目	合計																				
学校組織開発 領域		22	所属する領域で開講される科目	12	10	48																				
			所属する領域以外で開講される科目	4																						
教育方法 開発領域	現	22	所属する領域で開講される科目	8	10	48																				

現 行							改 正 案		
生徒指導 支援領域	職		所属する領域以外で開講される科目	8					
	学 卒	22	所属する領域で開講される科目	12	10	48			
			所属する領域以外で開講される科目	4					
特別支援教育 領域		22	所属する領域で開講される科目	12	10	48			
			所属する領域以外で開講される科目	4					
2 授業科目履修方法 所属する領域に応じて次のアからウの定めるところにより履修する。 ア 共通科目：1 1 科目 2 2 単位を履修する。 イ 選択科目： 学校組織開発領域又は特別支援教育領域を選択した学生 所属する領域で開講される科目から 6 科目 1 2 単位を履修するほか、所属する領域以外で開講される科目から 2 科目 4 単位を履修する。 教育方法開発領域又は生徒指導支援領域を選択した学生 現職大学院生：所属する領域で開講される科目から 4 科目 8 単位を履修するほか、所属する領域以外で開講される科目から 4 科目 8 単位を履修する。 学卒大学院生：所属する領域で開講される科目から 6 科目 1 2 単位を履修するほか、所属する領域以外で開講される科目から 2 科目 4 単位を履修する。 ウ 実習科目：1 科目 3 単位のほか、主たる専門領域として選択した領域に関する領域別実習 1 科目 3 単位を履修する。									

現 行	改 正 案
また、現職大学院生は、学校改善力高度化実習を、学卒大学院生は、学校改善力育成実習をそれぞれ1科目4単位履修する。 共同教科開発学専攻 《 略 》 (新設)	共同教科開発学専攻 《 略 》 教育実践高度化専攻 1. 修了要件 《教育実践力育成コース》 共通科目18単位，実習科目10単位，分野科目のうち所属する分野の分野必修科目6単位，分野科目のうち自由選択科目8単位以上，課題研究4単位の，合計46単位以上を修得すること。 《教育実践開発コース》 共通科目18単位，実習科目10単位，分野科目のうち所属する分野の分野必修科目6単位，分野科目のうち自由選択科目8単位以上，課題研究4単位の，合計46単位以上を修得すること。 《学校組織開発コース》 共通科目18単位，実習科目10単位，分野科目のうち所属する分野の分野必修科目12単位，分野科目のうち自由選択科目2単位以上，課題研究4単位の，合計46単位以上を修得すること。 2. 履修方法 共通科目の一部の科目及び実習科目について、コースにより以下のとおり履修科目を指定する。

現 行	改 正 案
	《教育実践力育成コース》 ・ 共通科目のうち、学級経営・学校経営に関する領域については「学級経営の課題と学校」を履修し、学校教育と教員の在り方に関する領域については「これからの社会変化と未来の学校像」及び「アクションリサーチの理論と実践」のほか「教職キャリアデザイン〔基礎〕」を履修すること。 ・ 実習科目は、「基盤実習」「実践的指導力高度化実習Ⅰ」「実践的指導力高度化実習Ⅱ」を履修すること。ただし、特別支援学校教諭専修免許状取得希望者については、「特別支援教育基盤実習」「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅰ」「特別支援教育実践的指導力高度化実習Ⅱ」を履修すること。 《教育実践開発コース》 ・ 共通科目のうち、学級経営・学校経営に関する領域については「学校づくりの理論と実践」を履修し、学校教育と教員の在り方に関する領域については「これからの社会変化と未来の学校像」及び「アクションリサーチの理論と実践」のほか「教職キャリアデザイン〔発展〕」を履修すること。 ・ 実習科目は、「訪問実習」「学校改善力高度化実習Ⅰ」「学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。ただし、特別支援学校教諭専修免許状取得希望者については、「訪問実習」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅰ」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。 《学校組織開発コース》 ・ 共通科目のうち、学級経営・学校経営に関する領域については「学校づくりの理論と実践」を履修し、学校教育と教員の在り方に関する領域については「これからの社会変化と未来の学校像」及び「アクションリサーチの理論と実践」のほか「教職キャリアデザイン〔発展〕」を履修すること。 ・ 実習科目は、「訪問実習」「学校改善力高度化実習Ⅰ」「学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。ただし、特別支援学校教諭専修免許状所得希望者は、「訪問実習」「特別支援教育学校改善力高

現 行	改 正 案
	度化実習Ⅰ」「特別支援教育学校改善力高度化実習Ⅱ」を履修すること。 分野科目の分野必修科目については、一部のコース・分野において、履修科目を以下のとおり指定する。 《教育実践力育成コース》 - 教科教育分野に所属する学生の分野必修科目については、「教科横断的教育課程論」を履修し、「教科学習論」から1科目、「教材開発論」から1科目を履修すること。 《教育実践開発コース》 - 教科教育分野に所属する学生の分野必修科目については、「教科横断的教育課程論」を履修し、「教科学習論」の1科目、「教材開発論」から1科目を履修すること。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院教育学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

静岡大学大学院教育学研究科教授会規則（案）

（趣旨）

第1条 静岡大学教授会通則（平成16年4月1日制定。以下「教授会通則」という。）第9条の規定による静岡大学大学院教育学研究科教授会（以下「大学院教授会」という。）の組織、役割及び運営等は、この規則の定めるところによる。

（組織）

第2条 大学院教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 静岡大学大学院教育学研究科長（以下「研究科長」という。）及び静岡大学大学院教育学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）
 - （2） 静岡大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）を主担当とする教授、准教授、講師及び助教
 - （3） 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項の規定に該当する者
- 2 大学院教授会は、静岡大学の学術院に所属する教授、准教授、講師及び助教のうち、研究科を副担当とする者を構成員に加えることができる。
- 3 大学院教授会が必要と認めた場合には、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、構成員以外の者については、議決権を有さないものとする。
- 4 研究科長は、教育学部長をもって充てる。
- 5 副研究科長は、教育学部副学部長をもって充てる。

（役割）

第3条 大学院教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し意見を述べるものとする。

- （1） 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - （2） 学位の授与
 - （3） 教授会通則第3条第1項第3号の規定に基づき、学長が別に定めるもの
- 2 大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 大学院教授会は、第2項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- （1） 学術研究及び教育に関する事項
 - （2） 教員の人事に関する事項
 - （3） 入学試験、教育課程及び教育組織に関する事項
 - （4） 学生の身分に関する事項
 - （5） 研究科の点検及び評価に関する事項
 - （6） 予算に関する事項
 - （7） 諸規則等の制定、改廃に関する事項

- (8) その他研究科の運営に関する重要事項
- (9) その他研究科長が審議を求めた事項
- 4 大学院教授会は、学長が教授会通則第3条第1項第3号に掲げる事項を定める際に、審議し意見を述べることができる。
(会議の招集及び議長)
- 第4条 研究科長は、大学院教授会の会議を招集し、その議長となる。
 - 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した副研究科長がその職務を代行する。
(会議)
- 第5条 大学院教授会の会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員に含まないものとする。
 - (1) 職務により海外渡航中の者及び内地研究員として出張中の者
 - (2) 休職又は停職中の者
 - (3) 育児休業中の者
 - (4) 30日以上にわたる連続した休暇を取得中の者
 - (5) その他大学院教授会が構成員から除くことが適当であると認める者
- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、大学院教授会が特に重要と認めた事項については、構成員の3分の2以上の同意により決する。
- 第6条 大学院教授会に入学者選考委員会を置くことができる。
 - 2 大学院教授会は、入学者選考委員会の議決をもって大学院教授会の議決とすることができる。
 - 3 入学者選考委員会に関し必要な事項は、大学院教授会が別に定める。
(小委員会)
- 第7条 大学院教授会に、小委員会を置く。
 - 2 小委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 副研究科長
 - (3) 共同教科開発学専攻長
 - (4) 教育実践高度化専攻長
 - (5) 教育実践高度化専攻各コースから選出された教授 各1人
 - (6) その他研究科長が必要と認める者
 - 3 前項第5号及び第6号の委員は、必要があるときは、准教授とすることができる。
 - 4 小委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に研究科長を、副委員長に教育実践高度化専攻長をもって充てる。
 - 5 小委員会の運営等については、別に定める。
(庶務)
- 第8条 大学院教授会の庶務は、教育学部事務部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、大学院教授会に関する必要な事項は、大学院教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 静岡大学大学院教育学研究科委員会規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡大学大学院教育学研究科教授会規則の一部を改正する規則（案）

現 行	改 正 案
（趣旨） 第1条 静岡大学教授会通則（平成16年4月1日制定。以下「教授会通則」という。）第9条の規定による静岡大学大学院教育学研究科教授会（以下「大学院教授会」という。）の組織、役割及び運営等は、この規則の定めるところによる。 《 略 》 （小委員会） 第7条 大学院教授会に、小委員会を置く。 2 小委員会は、次の委員をもって組織する。 (1) （同左） <u>(2) 学校教育研究専攻各専修から選出された教授 各1人</u> (新設) <u>(3) 共同教科開発学専攻から選出された教授 1人</u> <u>(4) 教育実践高度化専攻から選出された教授 1人</u> (新設) 3 前項第2号、第3号及び第4号の委員は、必要があるときは、准教授とすることができる。 4 小委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>委員長に研究科長をもつて充て、副委員長は大学院教授会で選出する。</u> 5 小委員会の運営等については、別に定める。 （庶務） 第8条 大学院教授会の庶務は、教育学部事務部において処理する。	（趣旨） 第1条 （同左） 《 略 》 （小委員会） 第7条 （同左） 2 （同左） (1) 研究科長 （削る。） <u>(2) 副研究科長</u> <u>(3) 共同教科開発学専攻長</u> <u>(4) 教育実践高度化専攻長</u> <u>(5) 教育実践高度化専攻各コースから選出された教授 各1人</u> <u>(6) その他研究科長が必要と認める者</u> 3 前項第5号及び第6号の委員は、必要があるときは、准教授とすることができる。 4 小委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>委員長に研究科長を、副委員長に教育実践高度化専攻長をもつて充てる。</u> 5 （同左） （庶務） 第8条 （同左）

現 行	改 正 案
(補則) 第9条 この規則に定めるもののほか、大学院教授会に関する必要な事項は、大学院教授会が定める。 《 略 》	(補則) 第9条 (同左) 《 略 》

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。